

荷づみ宿多く、傾城御免あり。また中河原町、野町其の外所に風呂屋あつて、湯屋と名づけて傾城を置候よし。然るに次第に押買又は盜賊出來、かたゞ人氣あしく相成候に付、嚴敷御指止に成候よし。とあり。龜尾記に、淺野川一錢橋の川下にあげ場とて、粟ヶ崎其の外能登近郷の材木等を引來り、爰にて上ぐるなり。此の邊いにしへ川を掘ひらき、材木をば川より引上ぐるより惣名とはなりぬ。といへり。改作所舊記に載せたる寛文五年四月の覺書に、粟ヶ崎古橋より大河南端村折戸迄、道程拾四町四拾間、大河南端村折戸より堀川之下札之木まで三十六町、合一里拾四町。とあり。
（てんがしりて）
 元祿十三年の句空草庵集に、堀川といふわたりの庵にて、
 鶴なくや夜るはふつてもふらいでも 魚 素
 ちらく月のうつる浦の穂 句 空
 素咄しの戻りがまへに羽織着て 小 春
 以下略

○堀川藩侯御座船

右は、そのかみ金澤堀川わたりの俳庵にての興行の句なるべし。
 慶安五年七月會所横目の言上書に、岸十右衛門に御預け之御船破損候に付、會所より銀子請取修繕致したるよし記載す。此の御船とある船は、若しくは堀川の御座船ならんか。實に然るならば、利常卿の時より船小屋を建置かれ、御座船をば爰に繋かれし事知られけり。綱紀卿の時に至りては、改作所舊記に載せたる寛文五年二月の書面に、
 二月七日 御 用 所
 橋本治部左衛門殿
 林 十左衛門殿
 同六年九月の書簡に、
 大野筋に御鷹野之刻、堀川邊向に御鷹師等被遣候節、舟無之手支いたし候間、御召船之内一艘塩屋町端之川に爲登置、殿様御通之刻、御跡につゞき、右之船堀川下に廻し可被申候。以上。
 九月十九日 御 用 所
 松原八郎左衛門殿

右之通被仰渡候間、向後御鷹野之刻、可得其意候。以上。

松原八郎左衛門

十 村 中

按ずるに、元祿十五年十一月の郡方拜領物書上覺書に、相公様御出之刻、御船水子近岡村藤兵衛に銀子拜領被仰付候事。と記載せし御船も、若しくは堀川の御座船ならんか。貞享三年六月穿鑿に付き言上せし近岡村藤兵衛由緒書に、私儀寛文四年八月粟ヶ崎口御鷹野被爲成御出候刻、御召船之水子に罷出、其後御鷹野之刻は、毎度右御船水子相勤候處、寛文十一年三月廿八日に二人扶持被爲下。とあり。

三州志來因概覽附録に、年表に、寛文十一年遊獵船大小十五艘を造り、大野に繋ぐと見ゆ、一書に、今年所造船は塗小早二艘、長二十七間二尺五寸幅一丈九寸三分深サ四尺九寸、并に河御座船一艘也。是より以前有之船は白木小早二艘、長五間五寸幅七尺九寸深サ二尺七寸五分、并稽古船・傳馬船三艘とあり。といへり。

○堀川 橋

改作所舊記に載せたる、延寶四年八月奥村因幡より郡奉行

への達書に、

此繪圖入御披見候之處、堀川と新堀川町之間用水川長一丈幅五尺之橋一つ、并本堀川与堀川之間用水川土橋一つ、百姓共懸來候得ども、向後は從公儀可被仰付旨就被仰出候。則町奉行に申渡候間、可被得其意候。以上。
 辰八月廿五日 月番 奥 村 因 幡

林 十左衛門殿

千秋半右衛門殿

又元祿十年四月、石川郡三口村等村役人の願書にも如左載せたり。

私共村々御田地に當申用水、本堀川町之中通り申候處、先年は私共自分に土橋に仕、水通し申候得共、延寶四年八月御侍町并町方地子地共町家有之中、百姓自分に懸木橋有之候者、書上可申旨御觸に付、則繪圖に記上げ申處、同八月より右橋共町御奉行へ被仰渡、其刻より右土橋埋損じ申候へば、町方より御普請被仰付候に付、今度右埋損之水門、同石垣損じ申候間、御斷申上候處に、堀川町人より書付上げ被申候得共、右之通御極之儀に御座候間、水門、同石